

1 地区体育館（新舞子体育館）使用料

(1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

(単位:円)

使用区分				専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）				
				A 午前9時から 正午まで	B 午後1時から 午後3時まで	C 午後3時から 午後5時まで	D 午後5時から 午後7時まで	E 午後7時から 午後9時まで
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	1,100	830	830	1,100	1,100
			日曜日等	1,380	1,050	1,050	1,380	1,380
		高校生以下（高専校生を含む。）	平日	550	440	440	550	550
			日曜日等	720	550	550	720	720
	その他の行事である場合		平日	3,300	2,480	2,480	3,300	3,300
			日曜日等	4,130	3,140	3,140	4,130	4,130
	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
		高校生以下（高専校生を含む。）	平日	1,100	830	830	1,100	1,100
			日曜日等	1,380	1,050	1,050	1,380	1,380
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合		平日	13,200	9,900	9,900	13,200	13,200
			日曜日等	16,500	12,380	12,380	16,500	16,500

備考

1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2 体育館の照明等電気料金は、別料金です。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用料	
一般	1回につき	110円
高校生以下 (高専校生を 含む。)	1回につき	50円

2 地区体育館附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	110円

3 地区体育館電気使用料

使用区分		使用料	
競技場	専用使用 の場合	1時間につき	550円
	一部専用使用 の場合	1時間につき	280円